

未熟児養育医療制度について

満 1 歳未満の未熟児（出生時の体重が 2,000g 以下または身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃん）が、指定医療機関で入院治療を受ける場合に、医療の給付を行う制度です。所得に応じて自己負担額が定められます。給付決定後に養育医療券を送付いたしますので、指定医療機関に提示してください。

1. 申請時必要書類

- ①養育医療給付申請書（様式第 2 号）・・・申請者（保護者）が記入
- ②養育医療意見書（様式第 3 号）・・・指定医療機関の医師が記入
- ③世帯調書（様式第 4 号）・・・申請者（保護者）が記入。医療を受ける方（お子さま）と生計を一にされている方全員（本人含む）を記入してください。
- ④お子さまの健康保険証の写し・・・お子さまの扶養認定手続きを行い、保険証への記載を先に済ませてから申請してください。
- ⑤所得に関する証明書類・・・世帯調書（様式第 4 号）に記載され、市民税が課税されている方全員分が必要です。

	H30. 5. 31 までに申請の場合	H30. 6. 1～H31 (2019). 5. 31 に申請の場合	
確定申告をされた方 ※外源泉徴収税額のある方はその税額を含む	平成 28 年分の確定申告書の写し	平成 29 年分の確定申告書の写し	申告者 保管
確定申告をされていない方	平成 28 年分給与所得の源泉徴収票	平成 29 年分給与所得の源泉徴収票	勤務先 で発行
	平成 28 年分公的年金等の源泉徴収票	平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票	はがき等 で発行

- ⑥市民税に関する証明書類・・・世帯調書に記載されている 18 歳以上の方全員分が必要です。

H30. 5. 31 までに申請の場合	H30. 6. 1～H31 (2019). 5. 31 に申請の場合	
平成 29 年度市民税課税（非課税）証明書	平成 30 年度市民税課税（非課税）証明書	市役所、市民センターで発行

※賦課期日に大津市在住で、同意書により健康推進課職員が市民税課税状況について代行確認することを同意している場合は省略できます（別紙同意書にご記入ください）。

- ⑦扶養親族申告書・・・16 歳～18 歳の扶養親族がおられる場合はご記入ください。
- ⑧生活保護に関する証明（該当者のみ）・・・生活保護法の被保険者である場合（生活扶助のほか医療扶助を受けている場合も含む）。

※賦課期日に大津市在住で、同意書により健康推進課職員が生活保護受給状況について代行確認することを同意している場合は省略できます（別紙同意書にご記入ください）。

- ⑨個人番号（マイナンバー）にかかる書類・・・2. 個人番号（マイナンバー）について をご確認いただき、必要書類をご提示ください。

2. 個人番号（マイナンバー）について

平成28年1月から『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』による個人番号（マイナンバー）の利用が開始されました。

未熟児養育医療給付申請においても、平成28年1月以降の申請についてはマイナンバーを記載していただくとともに、申請者もしくはその代理人の本人確認のために個人番号カード等をご提示いただく必要があります。

※申請書に記載された「扶養義務者」が「申請者」となります。

必要書類

下記の①および②の両方をご提出ください。（代理人の方がご提出される場合は、別紙委任状も必要です）。郵送でご提出される場合は、書類のコピーを提出してください。

- ① 申請者（扶養義務者）の個人番号カードまたは通知カード
- ② 書類を提出される方の本人確認書類

顔写真入りの書類はいずれか1点確認	顔写真のない書類はいずれか2点確認
<ul style="list-style-type: none">個人番号カード運転免許証パスポート障害者手帳その他、氏名・生年月日・住所が記載され、かつ、顔写真入りの官公署発行証明書類	<ul style="list-style-type: none">健康保険証国民年金手帳児童扶養手当証書特別児童扶養手当証書その他、氏名・生年月日・住所が記載された官公署発行証明書類

※申請者もしくは代理人以外の世帯構成員の方の個人番号カードのご提示は不要です。

【参考】個人番号（マイナンバー）の確認の仕方



3. 申請後の流れ

- 申請約 1 か月後に、『養育医療券』を交付します。届き次第、医療機関に提示してください。
- 高額療養費が適用となる方は、加入している健康保険組合等へ事前に請求手続きを行ってください。
- 医療費と食事療養費（ミルク代）については、所得に応じて定められた養育医療の自己負担額を除いた費用を、養育医療として大津市が給付します。
- 養育医療の自己負担分については、大津市の「(乳幼児) 福祉医療費助成制度」により助成されます。あらかじめ、大津市保険年金課、または各市民センターで福祉医療費受給券の交付申請を行ってください。

【病院に支払う費用（保護者が負担する費用）の考え方】

医 療 費（健康保険適用分）			食事療養費 （ミルク代）	差額ベッド代、 おむつ代等
8 割	2 割		※ 養育 医療	保護者 負 担
保険者（健康保険組合等）の負担	高 額 療 養 費	養 育 医 療 自 己 負 担 額 （ 乳 幼 児 ） 福 祉 医 療 費		

※所得に応じて養育医療の自己負担額が定められますが、大津市の「(乳幼児) 福祉医療費助成制度」により助成されます。

4. お問い合わせ・申請先

大津市保健所健康推進課 母性保健係（平日：9時～12時、13時～17時）

（所在地）〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津2階

（電 話）077-528-2748

- 郵送または、お近くのすこやか相談所でも提出いただくことができます。
- 書類等について、後日お電話で確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。